広報みやこ広告募集要項

宮古市では、市有資産を広告媒体として有効活用することにより、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、次のとおり広報みやこ内に掲載する広告を募集します。

１　広告の募集

⑴ 広告媒体の名称／広告の位置

ア　広報みやこ１日号カラーページ広告／１日号「ふるさと博物館」の下段　（２枠）

イ　広報みやこ１日号２色ページ広告／１日号の「情報掲示板」「お知らせ」の下段（10枠）、「俳句に親しむ」の左横　（１枠）

⑵ 広告の規格

縦45㎜×横81㎜　（１枠）

⑶ 広告掲載期間

・第１期　（５月１日号～７月１日号）
・第２期　（８月１日号～10月１日号）
・第３期　（11月１日号～１月１日号）
・第４期　（２月１日号～４月１日号）

⑷ 広告掲載料

ア　広報みやこ１日号カラーページ

６６，０００円　（税込）　（一号１枠あたり２２，０００円）

イ　広報みやこ１日号２色ページ

３３，０００円　（税込）　（一号１枠あたり１１，０００円）

⑸ 広告募集期限

それぞれの掲載期間の初号発行の６０日前

⑹ 広告掲載料の納付の方法

掲載決定後、宮古市が発行する納付書で指定する日までに広告掲載料を納付するものとします。

⑺ 広告の内容及びデザイン

宮古市広告掲載要綱　（以下「要綱」という。）及び宮古市広告掲載事務取扱要領　（以下「要領」という。）を順守し、広報みやこ内に掲載することを十分考慮したものとします。

２　申込み方法

⑴ 申込み枠

申込みは１枠単位を原則とします。申込み枠の空き状況により同頁２枠の申込みも可能です。空き状況については直接お問い合わせください。

⑵ 確認事項

要綱及び要領、広報みやこ広告募集要項　（以下「要項」という。）を確認の上で申込

みください。

(3) 必要書類等

ア　宮古市広告掲載申込書　（宮古市広告掲載要綱様式第１号）

イ　税情報提供同意書　（参考様式１）

ウ　広告掲載誓約書　（参考様式２）

エ　広告原稿及び電子データ　（ＣＤ又は申込受付後にメールで提出すること）

(4) 必要書類の提出方法

上記の必要書類を宮古市企画部企画課広報係まで直接持参又は郵送の上、お申込みください。前号ア、イ及びウは宮古市公式ホームページからダウンロードできます。また、提出された書類は、返還しません。

(5) 申込受付期限

それぞれの掲載期間の初号発行の６０日前までに申し込んでください。

(6) お問い合わせ・申し込み先

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目１番３０号

宮古市政策推進部秘書広報課広報・プロモーション係　（市役所４階）

電話：０１９３－６８－９０６５　（直通）

ＦＡＸ：０１９３－６３－９１１４

電子メール：info@city.miyako.iwate.jp

３　広告に関する審査及び掲載決定

(1) 宮古市広告掲載申込書　（宮古市広告掲載要綱様式第１号）　や提出された原稿等を要綱第４条別表に掲げる事項により市で審査の上、決定します。

(2) 広告掲載の申込みが広告枠を超えるときは、次のいずれかの理由又は複数の理由に該当する者を優先して広告掲載候補者に選定します。

ア　市長が定める期間内において広報みやこに掲載した回数が少ない者又は掲載したことがない者

イ　宮古市に主たる事業所又は支店を有する者

ウ　抽選により決定した者

エ　その他市長が必要と認める者

(3) 希望掲載時期に掲載できない場合、別の掲載時期で調整し、掲載します。ただし、広告掲載の申込みが広告枠を超えるときは、この限りではありません。

(4) 広告掲載は第１期～第４期でそれぞれ募集しますが、広告枠に空きがある場合は臨時募集します。その場合は掲載の優先順位を申込み順とし、市で審査の上決定します。

(5) 掲載の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲載期間が希望期間の一部のみとなる場合があります。

(6) 広告掲載の可否を決定した時は、その旨を宮古市広告掲載　（不掲載）　決定通知書（宮古市広告掲載要綱様式第２号）で通知します。

(7) 掲載決定後、広告掲載に関する契約を締結します。

４　広告掲載料の返還

(1) 納付済みの広告料は、返還しません。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りではありません。
(2) 前号ただし書の規定により広告掲載料を返還しようとするときは、広告掲載を中止した号に係る広告掲載料を返還するものとします。また、返還する広告掲載料は、利子を付しません。

5　市による広告掲載の変更、広告の変更

(1) 市は、掲載期間満了による広報みやこ広告の入替え、広報みやこデザインの変更又はやむを得ない理由があるときは、掲載中の広報みやこ広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、当該広報みやこ広告の位置又は順番を変更することがあります。
(2) 広告主は、広報みやこ掲載の広告内容を変更しようとするときは、広告掲載変更申請書 （参考様式３） を変更しようとする号の30日前までに市に提出するものとします。市で提出されたものを審査し、掲載変更します。

6　注意事項

(1) 広告原稿の作成は、申込者の責任と費用負担で行うものとします。
(2) 要綱等に照らして、広告原稿の修正を求める場合があります。
(3) 広告掲載後であっても、広告内容等が要綱等に抵触することが明らかになった場合は広告の掲載を取消すことがあります。
(4) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任及び負担において解決するものとします。